

一都税についてのお知らせ

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和3年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和3年2月1日（月）

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 ハイシヨク（左記電話番号につながらない場合：☎03-5521-0019）

9:00～17:00（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

エルタックス



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少した中小事業者等で令和3年2月1日（月）（消印有効）までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。詳しくは、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶主税局ホームページ

▶お問合せ先：東京23区固定資産税コロナコールセンター 03-3525-4106
（受付時間：平日9時～17時）
開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年2月1日（月）

※申告期限（令和3年2月1日消印有効）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いします。

